Ⅲ　建築物の耐震改修

○新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成２６年３月２５日規則第４６号

（趣旨）

第１条　この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画の認定申請書に添える書類）

第２条　省令第２８条第２項の規則で定める書類は、建築物の耐震改修の計画が法第１７条第３項第１号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が認めた者が証する書類とする。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添える書類）

第３条　省令第３３条第２項第１号の規則で定める書類は、法第２２条第２項の認定を受けようとする建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が認めた者が証する書類とする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添える書類）

第４条　省令第３７条第１項第３号の規則で定める書類は、法第２５条第２項の認定を受けようとする区分所有建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が認めた者が証する書類とする。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

○新潟県柏崎市建築物の耐震改修計画の認定に関する実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第１７条の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画（以下「計画」という。）の認定等に関する手続を定めることを目的とする。

（事前協議）

第２条　法第１７条第１項の規定により計画の認定を申請しようとする者は、あらかじめ、当該計画の協議を行うものとする。

２　前項の規定により協議をしようとする者は、事前協議書（別記第１号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　認定申請書の写し

⑵　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号。以下「省令」という。）第２８条に掲げる様式及び図書

⑶　その他市長が必要と認めるもの

（計画の認定申請）

第３条　法第１７条第１項の規定による認定申請は、省令第２８条に規定する認定に係る申請書及び添付図書に、新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年規則第４６号）第２条に規定する書類を添えて、市長に提出するものとする。

（計画の変更）

第４条　法第１８条の規定により計画を変更しようとする者は、変更認定事前協議書（別記第２号様式）により、あらかじめ協議するものとする。この場合において、構造上の補強計画を変更する場合にあっては、第３条の規定を準用する。

２　計画の変更認定申請に添付する図書は、前条の規定を準用する。

（事業者の変更）

第５条　法第１７条第３項に規定する計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画（計画の変更認定があったときは、その変更後のもの）

に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の事業が完了する前に認定事業者を変更しようとする場合は、変更前の認定事業者と新たに認定事業者になろうとする者とが連署して、耐震改修計画認定事業者変更届（別記第３号様式）を市長に提出するものとする。

（工事の完了報告）

第６条　認定事業者は、認定建築物の工事が完了した場合は、速やかに耐震改修工事完了報告書（別記第４号様式）を市長に提出するものとする。

（取下げ届）

第７条　計画の認定又は計画の変更を申請した者は、市長が当該認定をする前に申請を取り下げようとするときは、耐震改修計画認定申請取下届（別記第５号様式）を市長に提出するものとする。

（取りやめ届）

第８条　計画の認定又は計画の変更の認定を受けた者が、認定建築物の耐震改修の工事を取りやめるときは、耐震改修工事取りやめ届（別記第６号様式）に計画の認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

事前協議書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築物の耐震改修の計画の認定について、下記のとおり事前協議します。

記

相談者 （法人にあっては、その事務所の所在地、名称、代表者の氏名）	氏名			
	郵便番号			
	住所			
	電話番号			
建築物の名称				
敷地の地名地番				
建築確認の有無	建築確認の有無	有り　・　無し　・　不明		
	確認申請年月日 番号	年　月　日 第　号		
	着工年月日	年　月　日		
	検査済証	年　月　日		
建築物の用途・規模	用途			
	階数			
	建築面積	㎡	延べ床面積	㎡
建築物の構造				
耐震改修箇所	構造躯体	基礎　・　柱　・　はり　・　耐震壁　・　その他		
	設備	昇降機　・　空調換気　・　給排水　・　その他		
	非構造部材	屋根材　・　外装材　・　広告等　・　その他		
※受付欄				

備考　※印欄には、記入しないでください。

第２号様式（第４条関係）

変更認定事前協議書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築物の耐震改修の計画の変更認定について、下記のとおり事前協議します。

記

相　談　者 （法人にあっては、その事務所の所在地、名称、代表者の氏名）	氏　名	
	郵便番号	
	住　所	
	電話番号	
建築物の名称		
敷地の地名地番		
認定年月日及び番号	年　月　日　第　号	
変更内容		
※受付欄		

備考　※印欄には、記入しないでください。

耐震改修計画認定事業者変更届

年　　月　　日

柏崎市長　　様

旧認定事業者　住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

新認定事業者　住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

下記の認定建築物に係る認定事業者を次のとおり変更したいので、届け出ます。

認定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
敷地の地名地番	
備考	
※受付欄	

備考　※印には、記入しないでください。

第４号様式（第６条関係）

耐震改修工事完了報告書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

認定事業者　住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

下記のとおり認定建築物の耐震改修工事を完了したので、下記のとおり報告します。

申請年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
敷地の地名地番	
工事着手年月日	年　　月　　日
工事完了年月日	年　　月　　日
法第18条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあってはその内容	
※受付欄	

備考　※印には、記入しないでください。

耐震改修計画認定申請取下届

年　　月　　日

柏崎市長　　様

届出人　住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

下記の建築物の耐震改修計画の認定申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

申請年月日	年　　月　　日
建築物の名称	
敷地の地名地番	
認定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
取下げ理由	
※受付欄	

備考　※印欄には、記入しないでください。

第６号様式（第８条関係）

耐震改修工事取りやめ届

年　　月　　日

柏崎市長　　様

認定事業者　住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

年　　月　　日付け　第　　号で認定された下記の認定建築物の耐震改修工事を取りやめたので、届け出ます。

記

認定通知年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
建築物の名称	
敷地の地名地番	
取りやめの理由	
※受付欄	

備考　※印欄には、記入しないでください。

○新潟県柏崎市建築物の地震に対する安全性の認定に関する実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第２２条の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性（以下「安全性」という。）の認定等に関する手続を定めることを目的とする。

（安全性の認定申請）

第２条　法第２２条第１項の規定による認定申請は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第３３条に規定する認定に係る申請書及び添付図書に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年規則第４６号）第３条に掲げる書類

⑵　その他市長が必要と認めたもの

（建築物の改変等）

第３条　法第２２条第２項に規定する安全性の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物が耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行った場合には、改めて法第２２条第１項の規定による認定を申請しなければならない。この場合において、認定の申請に添付する図書は、第２条の規定を準用する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

○新潟県柏崎市区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定に関する実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第２５条の規定に基づき、区分所有建築物の耐震改修の必要性（以下「耐震改修の必要性」という。）の認定等に関する手続を定めることを目的とする。

（耐震改修の必要性の認定申請）

第２条　法第２５条第１項の規定による認定申請は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第３７条に規定する認定に係る申請書及び添付図書に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年規則第４６号）第４条に掲げる書類

⑵　その他市長が必要と認めたもの

（認定の取消し）

第３条　市長は、次のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

⑴　法第２５条第２項に規定する耐震改修の必要性の認定を受けた者が認定の取消しを申請した場合

⑵　偽りその他不正な手段により耐震改修の必要性に係る認定を受けたことが判明した場合

⑶　耐震改修の必要性に係る認定を受けたことについて、不誠実な行為を行った場合

⑷　その他市長が必要と認めた場合

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

○新潟県柏崎市要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告に関する取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）附則第３条に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告（以下「耐震診断結果の報告」という。）等に関する手続を定めることを目的とする。

（専門機関の判定）

第２条　要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断結果の報告を行う前に、別表第１に掲げる耐震診断について専門的機能を有する機関に耐震性能の適否に係る技術的な審査を依頼し、当該審査の結果を証する書面（以下「耐震判定書」という。）の交付を受けるものとする。

（耐震診断結果の報告）

第３条　耐震診断結果の報告は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）附則第３条に規定する報告書に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

⑴　別表第２に掲げる図書

⑵　耐震判定書

⑶　その他市長が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、前項各号に掲げる図書の全部若しくは一部を省略し、又は変更することができる。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

機関の名称	既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱の規定に基づき登録を受けた機関

別表第２（第３条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び届出に係る建築物の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	
耐震診断報告書の写し	

○新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に基づく市長が認めた者に関する指定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年規則第４６号。以下「細則」という。）第２条、第３条及び第４条の規定により、別表のとおり指定する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

別表（第１条関係）

機関の名称	既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱の規定に基づき登録を受けた機関

○新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律事務取扱要領

第１章　総則

（目的）

第１条　この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号。以下「省令」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第２章　建築物の耐震改修計画の認定等

（受付前の事務処理）

第２条　地域振興局長は、法第１７条第１項に規定する建築物の耐震改修の計画（以下「計画」という。）の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。以下この章において同じ。）から計画の申請があった場合は、申請書を受理する前に次の各号に掲げる図書等の種類、部数等の形式的な確認を行う。

⑴　申請書、図面

⑵　新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年新潟県規則第４６号）第２条に定める書類

⑶　その他、必要と認める事項

２　前項の確認において、疑義がある場合は、必要に応じて、申請者等に説明を求め、誤りがある場合は是正を求めるものとする。

（申請の受理）

第３条　耐震改修計画認定台帳（様式１）に所要事項を記入した後に、申請書に受付印を押印し、当該台帳の番号を申請書に転記する。

（審査の実施）

第４条　申請書をもって速やかに審査を行い、申請の内容について明らかな虚偽が認められ、又は認定基準に適合しないと認められるときは、別記第１号様式による認定しない旨を申請者に通知する。

（建築主事の同意）

第５条　計画が建築基準法第６条第１項の規定による確認又は同法第１８条第２項の規定による通知を要するものである場合は、当該申請書に係る計画の内容が認定基準に適合することを確認した後に、建築主事に同意を求める。

（建築主事の事務）

第６条　前項の計画のうち建築確認に関する申請図書について、建築主事は、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う。

２　前項の場合において、計画の審査が完了し、当該計画の内容が建築基準関係規定に適合すると認めたときは、建築主事は別記第２号様式による耐震改修計画に同意する旨通知しなければならない。

３　第１項の場合において、計画の審査が完了し、計画が建築基準関係規定に適合すると認められないとき、又は適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、建築主事はその旨及びその理由を記載した別記第３号様式を通知しなければならない。

（認定の通知）

第７条　申請書の審査が完了し、計画の内容が認定基準に適合すると認められるときは、省令で定める別記第１１号様式に当該申請書の副本を添えて、申請者等に通知する。

２　前項の場合において、計画が建築基準法第６条第１項の規定による確認又は同法第 18 条第２項の規定による通知を要するものについては、建築主事から計画の同意の通知があった後に、申請者等に認定を通知する。

（届出等の受け付け）

第８条　申請者、又は、法第１７条第３項に規定する計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。この章において同じ。）から次に掲げる届出等（以下「届出等」という。）の提出があった場合は、耐震改修計画認定台帳に所要事項を記入し、届出等に受付印を押印して当該台帳の番号を転記して受付を行う。

⑴　別に定める耐震改修計画認定事業者変更届

⑵　別に定める耐震改修工事完了報告書

⑶　別に定める耐震改修計画認定申請取下げ届

⑷　別に定める耐震改修工事取りやめ届

（取消しの通知）

第９条　法第２１条の規定による場合、又は前条第４号に規定する耐震改修工事取りやめ届を受け付けした場合は、別記第４号様式による認定計画を取り消す旨を認定事業者に通知する。

２　前項において、不適切な申請により認定を受け、認定当初から認定基準に適合しない状態である場合、又は認定した当該計画に従って認定基準に適合しない状態で耐震改修等の工事が完了していたと認められる場合等であって、法第２１条の規定により、当該認定事業者に対し、計画の認定を取り消す通知をするときは、当該取消しによる認定は認定当初から無効となる旨を記載する。

３　第１項の規定による通知をしたときは、耐震改修計画認定台帳に所要事項を記入する。

（認定を受けた計画の変更申請の送付）

第 10 条　法第１８条第１項の規定により、法第１７条第３項各号の規定に基づく認定を受けた計画の変更の認定の申請に係る事務処理については、第２条から第９条の規定を準用する。

第３章　建築物の地震に対する安全性の認定等

（受付前の事務処理）

第 11 条　法第２２条第１項に規定する建築物の地震に対する安全性（以下「安全性」という。）の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。この章において同じ。）から安全性の申請があった場合は、申請書を受理する前に次の各号に掲げる図書等の種類、部数等の形式的な確認を行う。

⑴　申請書、図面

⑵　新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第３条に定める書類

⑶　その他、必要と認める事項

２　前項の確認において、疑義がある場合は、必要に応じて、申請者等に説明を求め、誤りがある場合は是正を求めるものとする。

（申請書の受理）

第 12 条　建築物の地震に対する安全性に係る認定台帳（様式２）に所要事項を記入した後に、申請書に受付印を押印し、当該台帳の番号を申請書に転記する。

（審査の実施）

第13条　申請書をもって速やかに審査を行い、申請の内容について明らかな虚偽が認められ、又は認定基準に適合しないと認められるときは、別記第５号様式による認定しない旨を申請者に通知する。

（認定の通知）

第14条　申請書の審査が完了し、安全性の内容が認定基準に適合すると認められるときは、省令で定める別記第１４号様式に当該申請書の副本を添えて申請者等に通知する。

（取消し通知）

第15条　法第２３条の規定による場合は、当該認定事業者に対し、別記第６号様式による安全性に係る認定を取り消す旨を通知する。

２　前項において、不適切な申請により認定を受け、認定当初から認定基準に適合しない状態である場合であって、法第２３条の規定により、当該認定事業者に対し、安全性の認定を取り消す通知をするときは、当該取消しによる認定は認定当初から無効となる旨を記載する。

第４章　区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定等

（受付前の事務処理）

第16条　法第２５条第１項に規定する区分所有建築物の耐震改修の必要性（以下「耐震改修の必要性」という。）の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。この章において同じ。）から耐震改修の必要性の申請があった場合は、申請書を受理する前に次の各号に掲げる図書等の種類、部数等の形式的な確認を行う。

⑴　申請書、図面

⑵　新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第４条に定める書類

⑶　その他、必要と認める事項

２　前項の確認において、疑義がある場合は、必要に応じて、申請者等に説明を求め、誤りがある場合は是正を求めるものとする。

（申請書の受理）

第17条　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定台帳（様式３）に所要事項を記入した後に、申請書に受付印を押印し、当該台帳の番号を申請書に転記する。

（審査の実施）

第 18 条　申請書をもって速やかに審査を行い、申請の内容について明らかな虚偽が認められ、又は認定基準に適合しないと認められるときは、別記第７号様式による認定しない旨を申請者に通知する。

（認定の通知）

第 19 条　申請書の審査が完了し、耐震改修の必要性の内容が認定基準に適合していないと認められるときは、省令で定める別記第１８号様式に当該申請書の副本を添えて申請者等に通知する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第４条関係）

耐震改修計画を認定しない旨の通知

第　　号
年　　月　　日

様

柏崎市長　○　○　　○　○　　㊞

建築物の耐震改修の促進に関する法律第１７条第１項の規定に基づき申請のあった下記１の建築物の耐震改修の計画について、内容を審査した結果、下記２の理由により認定できませんでしたので通知します。

記

１　建築物の耐震改修の計画

⑴　申請年月日

⑵　敷地の地名地番

⑶　建築物の概要

ア　用途

イ　延べ面積

ウ　その他の事項

２　認定しない理由

第２号様式（第６条関係）

耐震改修計画同意通知書

第　　号

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築主事　○　○　○　○

建築物の耐震改修の促進に関する法律第１７条第４項の規定により、下記計画の認定について同意します。

記

１　申請者

⑴　住　所

⑵　氏　名

２　認定を受けようとする建築物の概要

⑴　敷地の地名地番

⑵　建築物の概要

ア　用途

イ　延べ面積

ウ　その他の事項

第３号様式（第６条関係）

耐震改修計画が適合することが認められない、又は適合するかどうかを
決定することができない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築主事　○　○　○　○

建築物の耐震改修の促進に関する法律第１７条第４項の規定により、下記計画の認定について耐震改修計画が適合することが認められない、又は適合するかどうかを決定することができない旨を通知します。

記

１　申請者
⑴　住　所
⑵　氏　名

２　認定を受けようとする建築物の概要
⑴　敷地の地名地番
⑵　建築物の概要
ア　用途
イ　延べ面積
ウ　その他の事項

第４号様式（第９条関係）

耐震改修計画の認定を取り消す旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

様

柏崎市長　○　○　　○　○　　㊞

建築物の耐震改修の促進に関する法律第２１条
新潟県柏崎市建築物の耐震改修計画の認定に関する実施要綱第８条　　の規定に基づき、下記計画の認定を取り消す旨を通知します。

記

１　申請者
⑴　住　所
⑵　氏　名

２　認定計画の概要等
⑴　認定年月日及び番号
⑵　敷地の地名地番
⑶　建築物の概要
ア　用途
イ　延べ面積
ウ　その他の事項

第５号様式（第１３条関係）

建築物の地震に対する安全性を認定しない旨の通知

第　　号
年　　月　　日

様

柏崎市長　○　○　　○　○　印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第２２条第１項の規定に基づき申請のあった下記１の建築物の耐震改修の計画について、内容を審査した結果、下記２の理由により認定できませんでしたので通知します。

記

１　建築物の耐震改修の計画

⑴　申請年月日

⑵　敷地の地名地番

⑶　建築物の概要

ア　用途

イ　延べ面積

ウ　その他の事項

２　認定しない理由

第６号様式（第１５条関係）

建築物の地震に対する安全性の認定を取り消す旨の通知書

第　　号

年　　月　　日

様

柏崎市長　○　○　　○　○　印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 23 条の規定に基づき、下記の建築物の地震に対する安全性の認定を取り消す旨を通知します。

記

１　申請者

⑴　住　所

⑵　氏　名

２　認定計画の概要等

⑴　認定年月日及び番号

⑵　敷地の地名地番

⑶　建築物の概要

ア　用途

イ　延べ面積

ウ　その他の事項

第７号様式（第１８条関係）

区分所有建築物の耐震改修の必要性を認定しない旨の通知

第　　号
年　　月　　日

様

柏崎市長　○　○　　○　○　印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第１項の規定に基づき申請のあった下記１の建築物の耐震改修の計画について、内容を審査した結果、下記２の理由により認定できませんでしたので通知します。

記

１　建築物の耐震改修の計画

⑴　申請年月日

⑵　敷地の地名地番

⑶　建築物の概要

ア　用途

イ　延べ面積

ウ　その他の事項

２　認定しない理由

様式１（第３条関係）

耐震改修計画認定台帳

<table>
<tr><td>番号</td><td>公
民</td><td colspan="2">所有者（申請者）住所　氏名</td><td>建築（確認）年度</td><td>分類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td><td>租特適用</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請年月日</td><td>名称</td><td colspan="2">延面積・階数・構造・用途</td><td>確認要否</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">・　　・</td><td></td><td colspan="2"></td><td>特例内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">認定年月日</td><td>所在地</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">工事費（百万円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">・　　・</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認定番号</td><td colspan="5">耐震改修工事概要</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">第　　号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式２（第１２条関係）

建築物の地震に対する安全性に係る認定台帳

番号	受付年月日	認定年月日	取消年月日	申請者の住所又は主たる事務所の所在地	申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	1 建築物及びその敷地に関する事項						2 建築等の経過	3 耐震診断の実施者に関する事項	
						地名地番	建築物の階数	延べ面積	建築面積	構造方法	用途		氏名	住所

電話番号	建築士に関する事項								国土交通大臣が定める者の有無	備考
	資格	登録番号	勤務先	勤務先の所在地	登録資格者講習の種類	講習実施機関名	証明書番号	講習終了年月日		

様式３（第１７条関係）

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定台帳

番号	受付年月日	認定年月日	取消年月日	申請者の住所又は主たる事務所の所在地	申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	1 建築物及びその敷地に関する事項						2 建築等の経過	3 耐震診断の実施者に関する事項	
						地名地番	建築物の階数	延べ面積	建築面積	構造方法	用途		氏名	住所

電話番号	建築士に関する事項								国土交通大臣が定める者の有無	備考
	資格	登録番号	勤務先	勤務先の所在地	登録資格者講習の種類	講習実施機関名	証明書番号	講習終了年月日		